

令和2年度 南海少年寮 事業計画

I. 令和2年度基本方針

令和2年4月には高知県社会的養護推進計画が取りまとめられる予定であるが、これによって高知県における児童養護施設を含む社会的養育の推進に向けて10年後の将来像と取り組みが示される。これを受けて、高知県の計画に沿った南海少年寮の中・長期的計画となる南海少年寮社会的養護推進計画を見直して取りまとめなければならない。これは単に小規模化といった施設整備のことだけでなく、南海少年寮の地域での役割やあるべき姿など、今後10年間の目指すもの、課題、取り組みの骨子を明確にするものであり、高知県の社会的養育としての役割を示すことでもある。本年度中に提出する事になるので、優先される重要事項であり、職員一人一人も関わりながら取りまとめていくことで、今後南海少年寮が進めていくべき事を共有していく。

また、再発防止委員会の報告取りまとめのため、重要なポイントとなる研修やケース会など実行錯誤しているが、一定の形に整えていき報告を取りまとめると共に、さらに研鑽を積み職員一人一人の資質向上、権利擁護推進へとつなげていかなければならない。

上記2つの重要事項の対応をしていくことを本年度の基本方針とし、各取り組みを行っていくが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い学校等が臨時休業になるなど、今までにない状況である。先が見通せない中、事業計画も変更せざるを得ないことも出てくると予想されるが、施設内で感染が発生すると施設内感染が危惧され事業継続も難しくなることも考えられることから、感染防止に力を入れ入所児童への適切な対応を行い、児童への安全・安心の確保を最優先としたい。

II. 重点事項、具体的取り組み

1 社会的養護推進計画見直しの取り組み

※高知県社会的養護推進計画に基づき、高知県より示された項目を整え新しい南海少年寮社会的養護推進計画として、取りまとめている。

※取りまとめには、現状の分析から始まり、今後10年間に目指すもの、課題、取り組みを示し、10年後の南海少年寮のあるべき姿の骨子を明らかにしていくことになるが、職員一人一人が各テーマのワーキンググループに関わりながら取りまとめている。その後、実現するための具体的な取り組みを段階的に進める必要があるが、それは今後の南海少年寮の短期的目標にもとっていきこととなる。

※今後社会的養護推進計画を進めていく上でも基本となる新たな組織体制の確立を図っていく。各種業務の明確化や役割分担を明確にして、連携のあり方について検討しながら明文化していく。

2 権利擁護推進への取り組み

※職員の経験年数や職種、課題、継続的な職員育成等を視点に、施設内及び施設外の研修計画を立て、計画に基づいた研修をおこなっていく。

※本年度の研修において、アセスメントシートの作成に関するものは継続するが、「性の問題」に関することもテーマとする。

※研修計画や実施、ケース会、処遇検討委員会等の取り組みをおこないながら整えていき、一定の形に整えて再発防止委員会の報告取りまとめをおこなう。その報告の提言等を元にして、入所児童に対する適切な支援体制の構築に向けた対応をおこなっていく。

※小規模化へ向けた取り組みと共に、児童との話し合いの場を増やして意見を取り入れながら主体的にグループ活動をおこなえるように、昨年同様の予算確保と自由度を担保する。2年目となるので、前年度の活動を踏まえ、よりグループ活動の中身を工夫し、各グループ間の調整を図りながらおこなっていく。

3 各種見直しへの取り組み

- ※社会的養護推進計画においても基盤となる理念・基本方針の見直しへの取り組みをおこない、施設の方向性や求められる職員像を明確にしていく。
- ※今年度は第三者評価の受審の年度であり、整えられるものは整え、受審の結果から今後整えるべき事に優先順位をつけて、改善が進む道筋をつけていく。
- ※BCP(事業継続計画)策定はできたが、内容を充実させ周知をおこなっていく。また、必要に応じて防災マニュアルの見直しや、感染症BCP策定への取り組みを始める。

4 地域貢献とそのための具体的施策の検討

- ※南少夏まつりの実施やみさとフェアへの協力、地域活動や行事への参加、PTA、青少協等への協力など地域との関係を大事にしていく。
- ※防災行事等の実施とともに備蓄品を充実させ、地域との連携や体制づくりなどの取り組みを引き続き実施していく。
- ※社会福祉法人として地域における公益的な取り組みを実施する責務があり、どのような取り組みをしていくか課題であるが、高知市社会福祉法人連絡協議会の会員として、情報収集や他法人との連携など研鑽を積んでいく。

Ⅲ. 主な事業

1 年間を通しての事業

- (1) 子育て短期支援事業（各市町共に委託契約継続予定）
 - 平成7年度より高知市と委託契約済み
 - 平成8年度より土佐市と委託契約済み
 - 平成9年度より南国市と委託契約済み
 - 平成12年度よりいの町と委託契約済み
 - 平成29年度より佐川町と委託契約済み
 - 平成30年度より田野町と委託契約済み
- (2) 防火訓練(毎月)
 - 年1回防災訓練かそれに代わる行事をおこなう。
 - 年1回は風水害に対する訓練をおこなう。